



Contents

P2 **フォトギャラリー**

P3 **トピックス**

- (1) 平成 26 年金融商品取引法等を改正する法律（平成 26 年 3 月 14 日提出、5 月 23 日成立）について
- (2) 保険業法等の一部を改正する法律（平成 26 年 3 月 14 日提出、5 月 23 日成立）について
- (3) 「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」の公表について
- (4) 「事前相談（予防的なガイド）」の開設について
- (5) 「店頭デリバティブ取引情報」の公表について
- (6) 「振り込め詐欺救済法」に基づく預保納付金を用いた奨学金事業の通年募集について

P10 **皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い**

P13 **金融庁ウェブサイトへのアクセスランキング**

P14 **お知らせ**

フォトギャラリー



伊藤幹事から麻生大臣へ「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」を手交（6月12日）

トピックス

(1)平成 26 年金融商品取引法等を改正する法律(平成 26 年 3 月 14 日提出、5 月 23 日成立)について

日本経済の再生のため、家計の金融資産を成長マネーに振り向けるための施策を始めとする日本の金融・資本市場の総合的な魅力の向上策を整備し、成長戦略を金融面から加速・強化していくことが重要な課題となっています。このような状況を踏まえ、金融商品取引法等を改正する法律案を平成 26 年 3 月 14 日に国会へ提出しました。本法案は、5 月 23 日に成立し、5 月 30 日に公布されました。

主な改正内容は、以下のとおりです。

1. 新規・成長企業へのリスクマネー供給促進等

(1) 投資型クラウドファンディングの利用促進

少額の投資型クラウドファンディングを取り扱う金商業者の参入要件を緩和しました。また、インターネットを通じた投資勧誘において詐欺的行為等が行われることを排除するための行為規制を導入しました。

(2) 新たな非上場株式の取引制度

非上場株式の取引・換金ニーズに応える新たな取引制度を設けるに当たり、限定された投資家間での流通に留めることから、現行のグリーンシート銘柄制度とは異なり、通常の非上場株式と同様の規制を適用することとしました。

2. 新規上場の促進や資金調達の円滑化等

(1) 新規上場に伴う負担の軽減

新規上場後 3 年間に限り、「内部統制報告書」に対する公認会計士監査の免除を選択可能としました。

(2) 上場企業の資金調達の円滑化等

上場企業が自社株を取得・処分する場合には、「大量保有報告書」の提出を不要としました。また、虚偽記載を行った上場企業が流通時に有価証券を取得した投資家に負う損害賠償責任について、無過失責任から過失責任（ただし、挙証責任は上場企業側）に変更しました。

3. 市場の信頼性確保

(1) ファンド販売業者に対する規制の見直し

第二種金商業者が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱いを行うこと等を禁止しました。また、第二種金商業者について、国内拠点の設置等を義務付けました。

(2) 金融指標に係る規制の導入

特定の金融指標の算出者に関する規制を導入しました。

その他、所要の改正を行いました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「金融庁の政策一覧」の中の「国会提出法案等」から、「国会提出法案（第186回国会）」における「[金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成26年3月14日提出、平成26年5月23日成立）](#)」にアクセスしてください。

(2) 保険業法等の一部を改正する法律(平成26年3月14日提出、5月23日成立)について

近年の保険会社を巡る経営環境の大きな変化を踏まえ、新たな環境に対応するために保険募集規制を整備することや、保険業の発展を通じて経済活性化への貢献を実現していくことが喫緊の課題となっていることから、保険の信頼性を確保するため、(1) 保険募集の基本的ルールとして、顧客の意向把握義務及び顧客に対する情報提供義務を導入するとともに、(2) 保険募集人に対して業務の規模・特性に応じた体制整備を義務付けることとしております。

また、保険会社等の海外への積極的な業務展開を推進するなど、保険業を活性化するため、(1) 海外の金融機関等を買収した際の子会社の業務範囲の特例を拡大するほか、(2) 保険仲立人に係る規制緩和、(3) 実態に合った顧客対応を可能とするための規制緩和を行うこととしております。

今後、本法律の施行に向けて、関係政府令の整備を行って参ります。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「金融庁の政策一覧」の中の「国会提出法案等」から、「国会提出法案（第186回国会）」における「[保険業法等の一部を改正する法律（平成26年3月14日提出、平成26年5月23日成立）](#)」にアクセスしてください。

(3) 「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」の公表について

金融・資本市場活性化有識者会合においては、「金融・資本市場活性化に向けての提言」（平成25年12月13日公表）の取りまとめ以降、数回にわたって、「提言」の実施状況のフォローアップ、「提言」の深掘りや新しい論点について議論が行われてきました。

平成26年5月14日、「金融・資本市場活性化有識者会合における年明け以降の主な意見」が公表されたところですが、今般（6月12日）、「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」が取りまとめられ、幹事の伊藤隆敏政策研究大学院大学教授より、麻生財務大臣兼内閣府特命担当大臣に提出されました。

この提言の主な内容は、以下のとおりです。

1. 第一に、企業の競争力強化や起業の促進により、本邦企業の収益力向上を図るべきであること、特に、より良いコーポレート・ガバナンスの強化や公的金融を呼び水とした民間資金の活用、企業の健全な新陳代謝や再編の促進などが重要であることが述べられています。

こうした点に関連した具体的な施策として、

- ・コーポレートガバナンス・コードの検討など、より良いコーポレート・ガバナンスに向けての環境整備
- ・J B I Cによる新たな海外展開支援融資ファシリティの創設
- ・事業再生手続の円滑化に向けた私的整理の在り方の見直し（多数決の導入等）などが挙げられています。

2. 第二に、家計の金融資産を成長企業に振り向けるため、受託者の意識改革等を通じた投資運用業の強化を図るとともに、投資家のライフステージやリスク特性等を踏まえた投資商品の提供を促すことにより資産形成を促進することなどが述べられています。

こうした点に関連した具体的な施策として、

- ・投資運用業について、投資運用業者と投資家との利益相反の防止等を通じた受託者の意識改革・プロ向け投資運用業に係る運用財産規模（200億円）の制限緩和等による投資運用業の発展・拡大
- ・投資信託について、運用態勢やパフォーマンスの透明性向上、手数料等に関する説明の充実、投資家が自らの属性に適した商品を選びやすくするためのリスク・リターンの定量的な表示、運用状況に関する情報開示の充実等
- ・インフラファンド市場の早期の創設、インフラ投資への民間資金の供給促進などが挙げられています。

3. 第三に、我が国とアジア諸国との連携による、地域全体としての金融・資本機能の向上を図るべきであること、本邦企業の事業展開を更に後押しするため、決済機能の高度化等を図るべきであることが述べられています。

こうした点に関連した具体的な施策として、

- ・グローバルな通貨・債券等の取引・決済を行うためのシステムの整備・活用、
- ・国内決済や企業間決済の高度化

などが挙げられています。

4. 最後に、日本国内においても様々なレベルでの英語によるコミュニケーションが必要となるとともに、海外において日本人が現地でのマネジメントを求められるようになっていくことを踏まえ、人材の国際的なコミュニケーション能力やマネジメント能力の向上に取り組むこと、高度金融人材にとってビジネスや生活をしやすい環境の整備を図ること、金融経済教育を推進していくべきであることが述べられています。

こうした点に関連した具体的な施策として、

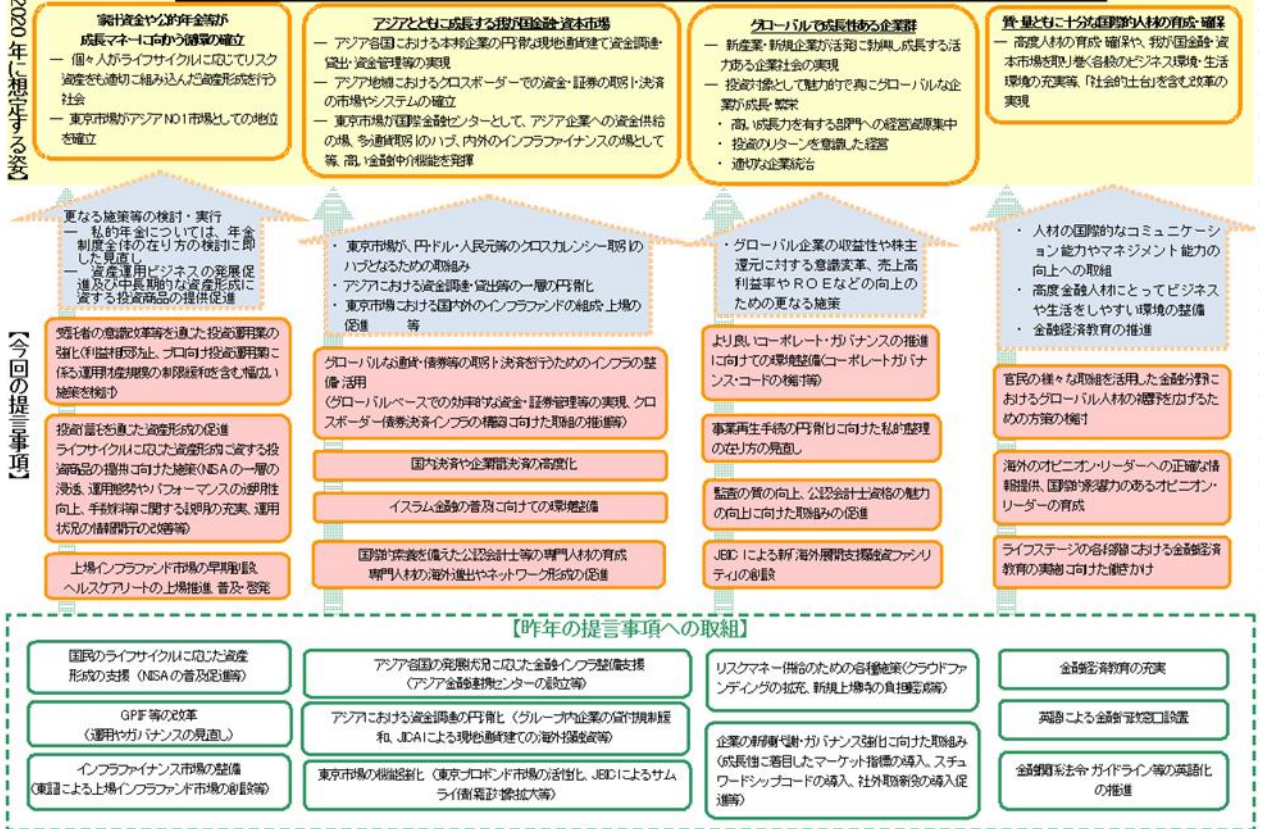
- ・官民の様々な取組を活用し、金融分野におけるグローバル人材の裾野を広げるための方策を検討すること
- ・ライフステージの各段階における金融経済教育の実施に向けた働きかけをしていくこと

などが挙げられています。

金融・資本市場活性化に向けて取り組むべき事項（25年12月提言、26年6月提言）

2020年「想定の転換」

「今回の提言事項」



※詳しくは、和文は、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」の公表について](#)」（平成26年6月12日）、英文は、金融庁ウェブサイト（英語版）の「Topics」から「[「The Panel for Vitalizing Financial and Capital Markets Releases a Follow-up and Further Recommendations」](#)」にアクセスして下さい。

(4)「事前相談(予防的なガイド)」の開設について

金融サービス利用者相談室においては、従来、「金融機関との間の個別トラブルに関する相談等や金融行政に関する意見・要望等」への対応を主として行ってきましたが、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供の充実を図るため、「事前相談(予防的なガイド)」を下記のとおり、開設することとしました。

1. 名称	: 「事前相談(予防的なガイド)」
2. 開設日	: 平成26年5月23日(金)
3. 受付時間	: 平日10時00分～17時00分(電話での受付) ※ファックス、ウェブサイトは24時間受付。
4. 電話での受付	: 0570-016812 ※IP電話からは03-5251-6812におかけください。
5. ファックスでの受付	: 03-3506-6699
6. ウェブサイトでの受付	: こちらをクリックして下さい。
7. 文書での受付	: 〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 金融庁 金融サービス利用者相談室

(注) ファックス、ウェブサイト、文書で受け付けさせて頂いた場合には、相談室より、原則平日10時00分～17時00分の間に、お電話をお返し致します。

【受付内容】

事前相談においては、電話等による問合せに対し、一般的な

- (1) 金融商品の契約にあたっての留意点、
- (2) 金融機関破綻時の金融商品の保護、
- (3) 金融商品の特徴及び留意点等

について、金融庁ウェブサイトの掲載情報を中心に、以下の情報に基づきガイド(説明)します。

- ・「知るぼると」掲載情報
- ・業界団体等(全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、生命保険協会、日本損害保険協会及び日本FP協会)のウェブサイト掲載情報

【ご留意事項】

- ・「金融機関との間の個別トラブルに関する相談等や金融行政に関する意見・要望等」については、0570-016811(IP電話からは、03-5251-6811)におかけください。
- ・「事前相談(予防的なガイド)」については、主な金融商品の特徴や留意点などに関する一般的な内容をガイドするものです。個別の金融商品のご購入・ご利用にあたっては、必ず各金融機関に問合せ、内容を十分にご確認のうえ、ご自身の判断に基づきご対応下さい。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[「事前相談\(予防的なガイド\)」の開設について](#)」(平成26年5月23日)にアクセスしてく

ださい。

(5)「店頭デリバティブ取引情報」の公表について

金融機関における店頭デリバティブ取引に係るリスク評価や情報の保存・蓄積を促すことを目的として、平成 25 年 4 月より、金融商品取引業者等に対する店頭デリバティブ取引情報の保存・報告制度が開始されました。金融商品取引法第 156 条の 66 の規定に基づき、店頭デリバティブ取引市場の透明性と予測可能性を高める観点から、平成 26 年 3 月末における金融商品取引業者等から報告を受けた店頭デリバティブ取引情報の集計結果について、5 月 14 日に公表しました。

今般、公表した結果では、平成 26 年 3 月末のわが国の金商業者等の店頭デリバティブ残高は、約 3,800 兆円となっています。このうち、金利関連デリバティブが約 3,600 兆円、信用関連デリバティブが約 30 兆円、為替関連デリバティブが約 150 兆円、株式関連デリバティブが約 10 兆円となっています。

今後も定期的に店頭デリバティブ取引情報の集計結果を公表していく予定です。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から、[「店頭デリバティブ取引情報の公表について（平成 26 年 3 月末）」](#)（平成 26 年 5 月 14 日）にアクセスしてください。

(6)「振り込め詐欺救済法」に基づく預保納付金を用いた奨学金事業の通年募集について

振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金を用いた奨学金事業については、これまで申請期間を設けて実施してきましたが、平成 26 年 6 月 2 日より、年間を通じて随時募集することとなりました。

(奨学金制度の概要)

○担い手

公益財団法人 日本財団

○奨学金事業名

まごころ奨学金

○対象

犯罪被害者の子弟（高校生から大学院生まで）

※振り込め詐欺などの財産犯に限らず、生命犯、身体犯、交通事故等の犯罪全般を対象とします。

○形式

無利子での貸与

○返済期間

貸与期間の終了した月の翌月から起算して、半年を経過した月から 30 年以内

○募集期間

随時

○貸与金額

以下の金額を上限として、1万円単位で自由に設定可能

	月額（上限）	入学一時金（上限）
大学院	10万円	30万円
大学・短大 高等学校4年以上 専修学校専門課程	8万円	30万円
高等学校 高等専門学校3年以下 専修学校高等過程 特別支援学校高等部	国立・公立 3万円 私立 5万円	国立・公立 6万円 私立 25万円

当該事業の詳細につきましては、事業の担い手である「公益財団法人 日本財団」までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

公益財団法人 日本財団 まごころ奨学金係

電話：03-6229-5111

FAX：03-6229-5160

詳細はこちら (<http://nf-yoho.com/scholarship/index.html>) をご覧ください。

※ 詳しくは、金融庁のウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金を用いた奨学金事業の通年募集について」](#)（平成 26 年 6 月 2 日）にアクセスしてください。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

(1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- ・ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスをすることや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- ・ こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関与しないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- ・ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。
- ・ ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- ・その信用力などが保証されているものではありません。
- ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- ・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

(2) 皆様からの情報提供が市場を守ります！

(イ) 情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

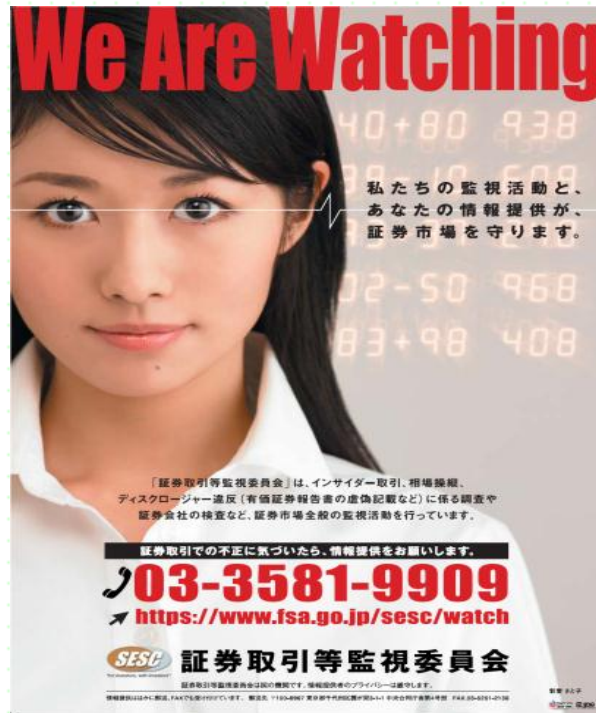
直 通：03-3581-9909（情報提供窓口直通）

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X : 03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館



(ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通：03-3581-9854

FAX：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

金融庁ウェブサイトへのアクセスランキング

このコーナーは、平成 26 年 5 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [金融庁（及び財務局等）が検査実施中の金融機関](#)
- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [プラザアセットマネジメント株式会社に対する行政処分について](#)
- [監査法人の処分について](#)
- [適格機関投資家等特例業務の見直しに係る政令・内閣府令案等の公表について](#)
- [金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書の公表について](#)
- [「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- [「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等（案）」の公表について](#)
- [平成 25 年金融商品取引法等改正（1 年半以内施行）等に係る政令・内閣府令案等の公表について](#)
- [FP・証券営業員等の方々に対する N I S A 利用者の意識等に関するアンケート調査の実施について](#)

お知らせ

(1) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しました。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

●以下のような点について、ご質問・ご相談等はありませんか。

1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

●各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。

●ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》

平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

(2) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.htm>)



(3)メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報などが、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
証券取引等監視委員会	「メールマガジン配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
公認会計士・監査審査会	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service

